

# 安全の手引き

令和6年3月

在ムンバイ日本国総領事館

## 目 次

I. はじめに .....	1
II. 防犯の手引き .....	2
1. 基本的な心構え .....	2
2. 当館管轄内の治安状況.....	2
3. 一般的な防犯対策 .....	4
(1) 住居の選定 .....	4
(2) 外出時における留意事項.....	5
(3) 生活上の留意事項 .....	6
(4) 邦人の被害事例.....	6
4. 交通事故対策.....	8
(1) ムンバイの交通事情.....	8
(2) 物損事故が発生した場合.....	9
(3) 人身事故が発生した場合.....	9
5. テロ、誘拐対策.....	9
6. 緊急時の連絡先.....	11
III. 在留邦人緊急事態対処マニュアル.....	
1. 平素の心構えと準備.....	11
2. 緊急時の心構えと取るべき処置.....	13
IV. おわりに.....	14

## I. はじめに

在ムンバイ日本国総領事館は、マハーラーシュトラ州、グジャラート州、マディヤ・プラデシュ州、チャッティースガル州及びゴア州の5つの州に加えダマン及びディウ並びにダドラ及びナガルハベリの各連邦直轄地を管轄しており、管内には、企業の駐在員やその家族、留学生、研究者、インド人の配偶者など令和6年3月1日現在約1,549名の邦人が在留しています。(在留届提出ベース)

中でも、インド最大の商業都市であるムンバイ市には、約700名が在留しています。

私たちは、文化、習慣、社会制度、価値観など我が国とは全く異なる環境の中で生活していることから、当地において安全な生活を送るためにも、我が国の生活とは違った様々な知識と努力が必要となります。

この冊子は、皆様方が当地で安全な日常生活を送っていただくために必要な防犯上の留意事項を記載するとともに、万が一紛争、内乱、暴動、災害等の緊急事態が発生した場合の一般的対処基準等を示したものです。

日常生活における防犯対策にしても緊急事態発生時における処置にしても同じですが、正に「備えあれば憂いなし」です。各自が常日頃、いかに危機意識を持って生活しているかによって、その後の結果に大きな違いが出てきます。

緊急事態発生に際しては、ケース・バイ・ケースで行動することが必要となりますが、特に外国では自らの安全は自らの責任で守るとの心構えで、平素よりこの冊子を熟読し、緊急時には落ち着いて適切な行動が取れるよう心がけていただければ幸甚です。

令和6年3月

在ムンバイ日本国総領事館

## II. 防犯の手引き

### 1. 基本的な心構え

- (1) 「予防」こそが最良の危機管理であることを認識し、日頃の備えを万全に
- (2) 住居の安全対策がすべての生活の基盤であることを念頭に物件選びを
- (3) 現地社会に早く溶け込み、治安情勢、対日感情等に対して敏感に
- (4) 家族全員の防犯意識の高揚を忘れずに
- (5) 有事の際は冷静沈着に考え行動を

### 2. 当館管轄内の治安状況

#### (1) テロ事件

##### 【高い潜在的脅威が継続】

ムンバイは、過去に発生した相次ぐ爆弾テロ事件等に伴い恒常的に警戒強化（ハイアラート）が敷かれるなど高い潜在的脅威が継続しています。

#### ○ 主なテロ事件（2008年以降）

- ・ 2008年6月、マハーラーシュトラ州タネにおける爆弾テロ事件（負傷者5名以上）
- ・ 同年7月、グジャラート州アーメダバードで、市場や駅、病院等を狙った同時爆弾テロ事件（死者50名以上、負傷者160名以上）。
- ・ 同年7月、アーメダバードの南250キロのスーラト市内において、複数の爆発物が市内の各所で発見される爆破テロ未遂事件。
- ・ 2008年11月、ムンバイ市内における同時多発テロ事件、パキスタンから上陸した複数テロリストによりホテルや中央駅等数十か所が襲撃された（邦人1名を含む死者165名、負傷者235名）。
- ・ 2010年2月13日、マハーラーシュトラ州プネ市で外国人の集まるカフェで、置かれていた手荷物内の爆弾が爆発する爆弾テロ事件（死者11名、負傷者60名以上）。
- ・ 2011年7月13日、総領事館から南約2.6 kmの地点をはじめとするムンバイ市内3か所で連続爆弾テロ事件（死者27名、負傷者129名）。
- ・ 2012年8月1日、プネ市内4か所における連続爆破テロ事件（負傷者1名）。
- ・ 2014年7月10日、プネ市内でバイクに仕掛けられた簡易爆弾が爆発した爆弾テロ事件（負傷者5名）。

#### (2) 暴動

- ・ 2015年8月26日、グジャラート州アーメダバードで50万人規模の抗議デモが発生。同州において「パテル」姓を持つコミュニティが政府の特定社会層保護政策（OBC）枠を同コミュニティにも適用するよう抗議の気運が高まると、次第に抗議活動は州内各所で暴動へと発展し、死者10名に及んだ。翌27日に治安部隊が派遣され、警戒が強化され移動制限が実施された結果、工場の操業停止や出張取りやめを余儀なくされる等インド国内に拠点を置く日系企業にも影響が及んだ。

- ・2018年1月2日、プネ市において、旧イギリス軍に従事して戦った者の子孫が戦勝200周年記念行事を大々的に催したところ、それに反発する者との小競り合いで1名が死亡する事案が発生。それに端を発して、翌1月3日、マハーラーシュトラ州の各地で暴徒が暴れ回り、投石や放火、道路封鎖などの行為に及んだため、ムンバイ市内も大混乱に陥った。
- ・当地では断続的に、マラタ・コミュニティによる公務員職及び教育の一定の留保枠を求めるデモやハンガーストライキ等が行われており、注意を要する。2018年には、一部が暴徒化し、車両への放火や高速道路封鎖などを行ったため、交通網が麻痺して多方面に深刻な影響を及ぼした。

### (3) 一般犯罪

ムンバイ市警察本部の統計によると、2023年12月末日の犯罪認知件数は、

○ 殺人	123件	(前年同時期比)	-10件)
○ 強盗(※)	642件	(同)	-204件)
○ 恐喝	258件	(同)	-50件)
○ 強制性行等	973件	(同)	-11件)
○ 窃盗	6,675件	(同)	-8,130件)

となっています。前年と比較すると多くの罪種で横ばいあるいは減少傾向にあります。インド国内を見ますと、宗教的、民族的対立による大規模な暴動が発生している地域もありますが、当館館内の情勢は比較的安定しています。しかしながら、宗教的対立等の社会問題に起因する殺人事件等は度々発生していますので、治安の急激な悪化には注意を要します。

### (4) 薬物犯罪

インドでは、薬物犯罪に対する取締りは厳しく、更に量刑も重く、薬物所持で有罪となった場合、懲役10年及び罰金10万ルピー（支払わなければ懲役1年追加）が科せられることもあり、所持量が僅かであった場合でも懲役6か月以上が科せられます。違法薬物を取引する密売人等も取り締まられていますが、残念なことに当地において、薬物事犯に関わり逮捕されている邦人もいます。収監された場合、何百万円にもものぼる弁護士費用等の支払なども経済的に大きな負担となります。特にゴア州では、観光シーズンになるとビーチ等で連日開催されるパーティーに多くの人々が薬物等を求めて訪れます。そのような雰囲気誘われて、安易に薬物等に手を出すのは大変危険です。

また、当地においては警察のおとり捜査や警察への密告制度があるため、ムンバイ市内において近寄ってくる者から薬物を購入したり、ゴア州で興味本位に薬物を使用したりして取り返しのつかないことにならないよう十分に御注意願います。

### (5) 金の密輸

インドでは金を大切にする文化があり、多くの人々がアクセサリーとして身につける等金を保有しています。このことから金の取引も盛んに行われているため、金密輸事件が多く発生している状況にあります。治安当局は空港等において監視を強化して密輸者を摘発・検挙しています。過去に邦人が金の

密輸で検挙される事案も発生しておりますため、安易な気持ちで金の密輸を請け負うこと等は決してしないでください。

#### (6) サイバー犯罪

ムンバイ市警察本部の発表によりますと、2023年12月末日時点のサイバー犯罪認知件数は4,169件で前年対比554件減少しています。主な犯罪被害として、クレジットカード詐欺（1,159件）、卑わいなメールの送付（249件）、不正アクセス等（23件）、なりすまし（183件）フィッシングメール送付（59件）、その他オンライン詐欺（2212件）であり、インターネット上で簡単に商取引や銀行決済が行えるため、サイバー犯罪は高い傾向にあります。「電気代の未払いがあるため月末に電気供給をストップする」等と記載のSNSに返信し、要求されるままに現金を振り込んでしまう詐欺被害も発生しています。使用するパソコンや、モバイル端末にはセキュリティ対策を確実にし、不審なサイトやメールは開かない、不正アプリをダウンロードしない等、個人情報流出につながる行為を見直し、サイバー犯罪から身を守ってください。

### 3. 一般的な防犯対策

#### (1) 住居の選定

当地は、住宅事情が特殊なため、在留邦人はフラットと呼ばれるアパートやサービスホテル等に入居しています。当地での住居防犯の成否は、「警備・防犯上良好な物件を選択することができたか否かにかかっている」と言っても過言ではありません。以下にアパート外周から自宅居室に至る警備・防犯上の着眼点を列挙しましたので、住居選択時の参考にしてください。

##### ア 建物外周

- アパートの敷地内は、相応の高さの塀で囲まれ、防犯灯や防犯カメラの設置等の対策がなされているか
- アパート周辺に、外部からアパート居室内へ侵入できそうな大きな木が生えていないか
- アパート出入口（玄関、通用門、駐車場）及び裏口は、アパート管理組合により適正に管理され、居住者以外の者が容易に出入りできないような構造又は警備員の配置がされているか
- 来訪者がインターフォンやモニター等で確認可能な設備が備わっているか
- 駐車場は24時間警備員等により管理される体制があるか
- 緊急時の警報装置が設置や、緊急時に安全かつ迅速に退避できるよう非常階段や防火設備があるか

- 築年数は問題ないか（古いアパートは倒壊する被害が発生しています。）

#### イ 自宅部屋

外部から不審者の侵入を防止する防犯設備を有している物件を選択することが重要です。

- 火事などの災害時を想定した退避ルートが設定されているか
- 玄関は二重扉か、あるいはスチール製、金属製か、又は簡単に破られない一枚板の木製扉か
- のぞき穴、モニター付きインターフォンは設置されているか
- 使用人の部屋の出入口は別に設けられているか
- 窓、テラスから室内に容易に侵入できない構造になっているか
- 窓等に侵入防止対策（鉄格子等）は講じられているか

#### ウ 居室（不審者侵入などの緊急時に備え退避場所を主寝室に設置する場合）

- 避難室の入り口扉は、玄関扉より丈夫なものを設置
- 扉には、錠前、カンヌキ等を取り付け、のぞき穴を設置
- 避難室の窓全てに頑丈な鉄格子を設置
- 緊急脱出を考慮し、避難口、避難ばしご等を準備保
- 非常用持ち出し袋の備付け

### (2) 外出時における留意事項

#### ア 自分の持ち物に十分注意する。

相手は一瞬の隙を狙っています。自分の持ち物（特にリュック等）は常に目の届く範囲に置くなど、貴重品は身体から離さないようにすること。財布等をズボンの後ポケットに入れたり、持ち物を車内に放置した状態のまま車を離れるのは危険です。

#### イ 自身の周囲の状況を常に意識すること。

あなたは他人に見られています。公衆の面前で財布を開けたり、大金を数えたりしないこと。夜間等は裏路地を単独で歩くことなく、人通りの多い場所を歩く、移動には配車アプリ等を利用するなど、常に自身の周囲の警戒を怠らないことが大切です。

#### ウ 危険な場所に近づかないこと。

選挙運動の際の演説会場、選挙の投票場所付近、交通事故現場など群衆が集まっている場所、祭礼の際の異なった宗教の信者の居住地域が接している地域などは暴動の発生する恐れがあるので極力近づかないよう注意してください。

#### エ 不意に近づいてくる人間を不用意に信じないこと。

駅や空港において、公的な職員であるかのように装い、手数料などと称して本来不必要な金品を要求する者、悪質なタクシーを周旋する者、さらには、相

手の隙を狙って財布やパスポートを盗む者がいます。また、飲食店等では親しげに近づいてきて、ある程度信用させた後に、睡眠薬入りの飲料等を飲食させて、こん睡強盗を働く事件が発生しています。近づいてくる人間には警戒心をもって対応しましょう。

オ むやみに人と争わないこと。

当地のギャングは一見ただけでは一般市民と区別がつかず、銃器や刃物等の凶器を所持しているおそれもあるため、無用な争いは避けるようにしてください。

### (3) 生活上の留意事項

ア アパート等自主防犯体制の確認

アパート居住の方は、それぞれ自分の住んでいるアパートの防犯対策、例えば警備員の勤務ぶりや出入口の防犯対策などを確認し、必要があればアパート管理組合に申し入れるなどの手を打つ必要があります。

イ 近所の住人、警備員などとの良好な関係の確保

近隣の人々やアパートの維持管理等に携わる従業員との良好な人間関係を構築することが、不審者情報等の防犯上役立つ情報の提供や、自宅を留守にする際のチェックを依頼したりできます。また、いざというときに助けを求めることもできるでしょう。

ウ 入り口ドア、窓などの対策

入り口ドアには必ずモニター等で訪問者が確認できるような設備を備えておき、更にドア・チェーンや錠を備える等、二重の安全対策を構築することが重要です。また、錠の鍵を紛失したときや新居に移った際は錠を取り替えておく方が安全です。

外部から侵入が想定される階に住む場合は、窓からの侵入を防ぐために窓に鉄格子を取り付ける等の対策が重要です。

エ 訪問者に対する警戒

訪問者に対しては必ずモニター等で相手を確認し、ドア越しに用件、身分を確認する等、不審者は屋内に入れないようにしましょう。また、訪問者に対する警戒については家族や使用人にも徹底しておくことが大切です。

オ 使用人等に対する注意

使用人を雇う際は、現金や持ち物を盗まれたり、泥棒の手引きをされたりということも想定し、貴重品の管理には十分注意する必要があります。使用人は信頼のおける人の紹介を受け、事前に面接をしたり、前の雇主から評判を聞いた上で判断し、雇用後もその行動に注意して隙を見せないようにしましょう。ホテル等のサービスアパートに入居する場合も同様で、金品を目につくところに放置したりするなど相手の「出来心」を誘うようなことは避けるようにし、貴重品は必ず施錠設備のある場所に保管するなど、自己防衛手段を考えることが重要です。

### (4) 邦人の被害事例

ア 監禁強盗事件

2022年12月、ゴア州において、旅行中の邦人男性が自称旅行中のインド人男性と意気投合し、市内観光などを行っていたところ、買い物帰りに、共犯者がふんする偽装警察官に職務質問を受け、麻薬を所持していたと嫌疑をかけられ、そのままアパート一室に監禁、暴行を加えられパスポートやクレジットカードを奪われた。同カードで現金の引き出しや貴金属等を購入された後、パスポートと日本行きのチケットを渡され、共犯者の監視下のもと強制的に空港へ連行、日本へ帰国させられた。

#### イ 睡眠薬等混入によるこん睡強盗事件

旅行中は気分が高揚するため、気が緩みやすく、旅行者は外見上も態度や所持品等から現地で生活する人と異なるため、非常に狙われやすい対象となります。警戒をしていますが相手は親切心を装い近づいてきますので、注意願います。

- ・ 2014年12月上旬、グジャラート州内をバスで移動中の邦人旅行者が、車内で勧められた飲食物に混入していたとみられる薬物によってこん睡状態となり、その隙にタブレット端末等所持品を窃取された。
- ・ 2014年12月下旬、マハーラーシュトラ州内をバスで移動中の邦人旅行者が上記事件と類似の手口で意識を失っている隙に現金、デジタルカメラを窃取された。
- ・ 2015年1月、ムンバイ市内のショッピングモールで見知らぬインド人にコーヒーを勧められた邦人が意識を失い、その隙に現金、クレジットカード、デジタルカメラを窃取された。(同様被害3件)
- ・ 2016年10月、ゴア州旅行中の邦人女性が自称インド人男に声を掛けられ、一緒に行ったファーストフード店で男が買った飲料を飲んだところ意識を失い、財布や携帯電話などの貴重品が盗まれた。
- ・ 2018年、ゴア州を旅行中であった邦人旅行者がビーチでインド人らしき男に声をかけられ一緒にカフェに行き、そこで提供されたコーヒーを飲んだところ意識を失い、旅券等が入ったバッグを盗まれた。

#### ウ 性的被害事件

2020年2月、ムンバイ市内において留学中の邦人女性が自宅アパート敷地内で友人に連絡をしていたところ、外部よりアパート敷地に侵入した男性に体液様のものをかけられた。女性が部屋に退避したところ、男は現場から立ち去った。

#### エ 窃盗事件

- ・ 2014年6月、マディヤ・プラデシュ州内を列車で移動していた邦人旅行者が睡眠中、何者かに旅券、現金在中のバッグを窃取された。
- ・ 2014年9月、ムンバイ市内において、邦人旅行者がタクシー運転手に法外な金額を要求されたため、拒否して車外に出ようとしたところ、運転手からバッグをつかまれ、はずみで在中していた財布が車内に落ちた。タクシーはそのまま走り去り、財布を奪われた。
- ・ 2014年9月、ムンバイ市内を列車で移動中の邦人旅行者が、背負っていた

- リュックサックから財布を窃取された。
- ・ 2015年4月、ムンバイ市郊外で食事のため車を駐車し離れ、用事を済ませ戻ると窓ガラスが割られ、車内に置いてあった貴重品を盗られていた。
  - ・ 2017年3月、邦人男性が CST 駅前で観光ガイドを名乗る男に声を掛けられガイドを承諾、タクシーに乗車しマッサージ店に連れられて行かれ自分のリュックサックを車内に残して店に入ったところ、戻った際には男とタクシーはおらず、バッグを窃取された。
  - ・ 2018年1月、ムンバイ市内において邦人男性旅行者が列車で移動中、駅で降車しようとしたところ、乗車しようとしてきた大勢の中の一人にズボンの太もも部分のポケットにひもで結着して入れていた財布を窃取された。
  - ・ 2024年9月、ムンバイ市内を散策中、後方から近づいてきたバイク乗車の男にバッグをひったくられ窃取された。

#### 4. 交通事故対策

当地は、車両の交通量が多い上に運転マナーが日本と大きく異なるため、慣れない日本人が運転をすると交通事故に遭遇する危険性はとて高くなります。交通事故処理の方法も日本とは異なっているため、極力自分で運転することは避け、運転手を雇用するか若しくはタクシー等を利用し移動することが無難です。やむを得ず運転する場合は、当地の交通事情をよく理解した上で、危険を予測した防衛運転に心がけるとともに、万が一交通事故にあった場合でもパニックに陥ることなく冷静に対処できるように常日頃から心構えを持つことが必要となります。

##### (1) ムンバイの交通事情

- 車の通行は、日本と同様に左側通行です。
- 道路事情は、車両の交通量が多いため、市街地の幹線道路は深夜を除き常に渋滞しており、特に朝夕の通勤・帰宅時間帯は混雑が激しくなります。
- 運転マナーが日本と大きく異なる点は以下のとおりです。
  - ・ 車線を守り運転する習慣がないことから、空いているスペースには問答無用で車両が割り込んでくる。そのため、2車線のところに3台の車が並走するなど、無理な割り込みを行う運転手が存在します。
  - ・ 優先道路の概念がないため幹線道路に対して路地裏からでも相手運転手のタイミングで侵入してくる車両がいます。
  - ・ 車内ミラーで後続車両を確認する習慣に乏しいため、多くの車両がクラクションを頻繁に鳴らし先行車両に対して注意を促します。
  - ・ 中央分離帯がない道路では、突然対向車両が右折してくる場合があります。
  - ・ 後続車両からパッシングで威圧されることがあります。
  - ・ 方向指示器を使わずに右左折、車線変更等する車両がいます。
  - ・ 交通法規を遵守する意識が低い運転手が多いことから、逆走や、車線をはみ出して追越しをする、路上へ二重駐車する車両が存在します。
- 自由に道路を横断する、急な飛び出しをする、車道沿いを歩く者が多く、加えて道路工事やバイク、リキシャー、荷車等が混在し通行量も多いため、

絶えず車両周囲の状況に注意を払い運転することが大切です。

- 歩行者優先の概念は皆無であり、車が優先して通行します。人の多い場所でも車がクラクションを鳴らし歩行者をかき分けるようにして走行します。
- 都市部では、夜間ヘッドライトを点灯しない車両や飲酒運転をしている運転手もいるため注意が必要です。
- 市内の主な交通機関は、バス、タクシー、ローカル電車、自家用車。バス路線は、英語表示はあるが路線が複雑で、慣れていない者には利用が困難です。タクシーは料金も安く、数も多いので便利ですが、英語がほとんど通じない運転手もいます。料金はメーター制を採用していますがメーターを利用せず、近距離への乗車拒否をする運転手や、料金メーターを不正に操作して通常よりも高額な料金を請求してくるケースもあるので、注意が必要です。最近ではスマートフォンの配車アプリの利用も一般的であり、運転手の口コミ評価及び料金が事前に確認できるため、一般タクシーよりも安全に利用することができます。

#### (2) 物損事故が発生した場合

言葉の問題などもあるため、運転手同士に話をさせたほうが良い場合があります。自己の運転手に対しては、車両修理の賠償問題も発生するので、相手の運転手の身分事項、車のナンバーなどを記録させておき、その上で警察に事故届を出すようにします。現場で長時間やりとりしても、群衆が集まってきたり、二重事故にあたりと危険な場合があるので必要事項を確認したら現場を直ちに離れるほうが賢明です。一般的に警察は物損事故現場には立ち会うことはしません。

#### (3) 人身事故が発生した場合

人身事故に遭った場合には、まず第一に負傷者の救護を優先してください。人身事故で負傷者が発生した場合、群衆が集まってきて騒ぎ出すこともあるため、早期に負傷者を病院に運ぶこと、病院によっては負傷者の出身階級を問題にすることもするため、たらい回しにされないように事前に運転手などの意見を聞くことも必要です。

加害者側になると、場合によっては興奮した群衆が、運転手や同乗者に対して暴行することも考えられます。自己の安全を最優先に考え、状況によっては、一旦その場を離れた上、携帯電話等で警察に連絡するか総領事館、所属企業に応援を求めることも考慮してください。

## 5. テロ、誘拐対策

当地における我が国及び邦人に対する感情は良好であり、これまで邦人を対象としたテロ事件や誘拐事件は発生していませんが、2015年1月に発生したシリアにおける日本人殺害事件以降、いっどこで海外在留邦人がテロや誘拐の被害に遭うか予測できない状況となっています。インドにおいても例外ではありません。

#### (1) 情報の収集

平素から国際情勢や当地における邦人に対する感情の変化、外国人に対するテロ事件の発生状況等について、テレビ、新聞などにより情報を入手しておきまし

よう。

## (2) 身の回りの変化に対する注意

テロ事件や誘拐事件の前には、テロリストによる綿密な事前調査が行われるのが常であり、被害に遭う前には必ずその兆候が現れているものです。不審な人物が近くをうろつく、通勤中に尾行される、無言電話が頻繁にかかるなどです。したがって、常日頃から身の回りのあらゆること、例えばいつも駐車している自動車、いつも店を出している物売りの屋台、通勤に使う道路の状況などに注意を払っていれば「変化」に気がつくことができるでしょう。

## (3) 不審物への対応

自宅や会社・行動範囲の周辺に不審な物件が置き去りにされていないか、常に注意を払ってください。ふだん見かけないような不審な箱やかばんを発見した場合には、まずは爆発物ではないかと疑ってみることが重要です。爆発物から被害を防ぐには「破片」と「爆風」から身を守ることが重要となりますので、爆発物と疑う不審物発見の際には「隠れる」「遮蔽する」「距離をとる」の三原則を遵守の上、直ちに警察に通報してください。決して、安易に触れたり、蹴飛ばしたりすることのないように注意してください。

## (4) 日常生活における注意

ア 近所の住人と良好な関係の確保や訪問者に対する応対要領、使用人に対する注意などについては一般的な防犯上の対策と同じです。なお、使用人に対しては電話の応対要領、家人がいないときの応対要領、家人の行動予定を他人に知らせないことなどについても十分に理解させておきましょう。

### イ 電話

テロリストや誘拐犯は家人の行動を知るために電話を利用することがあります。かかってきた電話に対してはこちらから先に名乗らない、不用意に家人の予定を知らせないなどの注意が必要です。

### ウ 外出時

通勤経路、買物経路等はワンパターン化を避けて複数の経路を選択し、一方通行路、人通りの少ない道路は避けて交通量の多い道路を選びましょう。

### エ 自動車利用時

車の乗り降りの時と車庫から幹線道路に出るまでの間が最も危険だといわれていますので、乗降車する際は不審な車や人が周囲にいないか確認しましょう。乗車中は必ずドアをロックし、外部から容易にドアを開けられないようにしましょう。走行中も常に周囲に注意し、万一尾行されているようであれば、ひとまず衆人環視のある安全な場所に避難しましょう。

邦人に対するテロの恐れがあるときには、車に爆弾が仕掛けられることがあります。ドアやボンネットがこじあけられた形跡がある場合にはエンジンをスタートさせるのは危険です。また、何か危険な兆候がある際には、乗る前にボンネットの中、トランク、タイヤの裏側、車体の底部などを点検する必要があります。

### オ 家族全員の理解

家族全員がこれらの注意事項をしっかりと理解し、各人が気をつけることが大切です。特に子供については親がよく話して聞かせ、知らない人にはついていけないこと、来訪者や電話の応対方法などについて理解させておきましょう。

#### カ その他

万が一に備えて、旅券、保険関係書類、病歴、血液型、常用薬名とその入手先、特定の持病などを記録した書類を整理しておき、その所在を家族、同僚にわかるようにしておくといよいでしょう。

## 6. 緊急時の連絡先

○警察 100(1090-エクステンション8番：警察相談窓口)

- ・マルバール・ヒル警察署 2363-5513 (マルバール・ヒル周辺)
- ・ガムデビ警察署 2380-4505 (カンバラ・ヒル周辺)
- ・カフ・パレード警察署 2218-3225 (ナリマン・ポイント周辺)
- ・コラバ警察署 2285-6817 (コラバ地区周辺)
- ・ウォーリー警察署 2493-9352 (ウォーリー地区周辺)
- ・バンドラ警察 2642-3122 (バンドラ地区周辺)
- ・サンタクルス警察 2649-3139 (サンタクルス地区周辺)
- ・ポワイ警察 2570-2690 (ポワイ地区周辺)

○消防車 101

○救急車 102

○女性専用ダイヤル 105 (DVやセクシャルハラスメント等)

○ムンバイ総領事館 (電話) 2351-7101/ (Fax) 2351-7122

## III. 緊急事態対処マニュアル

### 1. 平素の心構えと準備

#### (1) 平素の心構え

ア 「備えあれば憂いなし」、緊急事態はいつ発生するか分かりません。いつでも適切な行動が取れるよう、平素から緊急事態を想定し、心と物の準備をしておきましょう。

イ 緊急時には、在留邦人に対して総領事館から在留届等に登録された連絡先に連絡いたします。3か月以上滞在される方は在留届を必ず提出してください。また住所、電話番号等の変更の際には、「オンライン在留届 (ORR)」から変更届を提出、若しくは総領事館まで連絡してください。当地滞在期間が3か月未満の方については、旅レジに登録願います。

ウ 在ムンバイ日本国総領事館では、当館HP、領事メールで定期的あるいは不定期に治安情勢の情報発信をしております。日頃から当館HPや配信されたメール内容をチェックする習慣をつけましょう。

#### (2) 緊急事態チェックリスト

## ア 旅券

旅券については、常時6か月以上の残存有効期間があることを確認しておいてください（6か月以下の場合には当総領事館に再発給の申請をしてください）。旅券の最終ページの「所持人記載欄」及び血液型（blood type）は漏れなく記載しておいてください。なお、当国における外国人登録証明書、滞在許可証等は常に電子データで携帯するなど、必要な際に提示できる状態にしておいてください。インドを離れる際等には出国許可や再入国許可は常に有効期間等を確認しておくことが必要です。

## イ 現金、貴金属、貯金通帳等の有価証券、クレジット・カード

これらのものは、緊急時には旅券同様すぐ持ち出せるよう保管しておいてください。現金は家族全員が10日間程度生活できる外貨及び当座必要な現地通貨をあらかじめ用意しておくことをお勧めします（国により通貨持ち出し制限がある場合があるので注意）。なお、出国する場合の出国税及び空港使用税（これらが必要な場合）の用意も必要です。

## ウ 自動車等の整備

- 自動車をお持ちの方は常時整備しておくよう心掛けてください。
- 燃料は十分入れておくようにしてください。
- 自動車を持っていない方は、近くに住む自動車を持っている人と平素から連絡を取り、緊急事態発生の場合に同乗できるよう相談しておいてください。

## エ 携行品の準備

避難場所への移動を必要とする事態に備えて次の携行品を準備し、すぐ持ち出せるようにしてください。

- 衣類・着替え（長袖・長ズボンを推奨。行動に便利で、殊更人目を引くような華美なものでないもの、麻、綿等吸湿性、耐暑性に富む素材が望しい。）
- 履物（行動に便利で靴底の厚い頑丈なもの）
- 洗面用具（タオル、歯磨きセット、石けん等）
- 非常用食料等

しばらく自宅待機する場合も想定して、米、調味料、缶詰類、インスタント食品、粉ミルク等の保存食及びミネラルウォーターを家族全員が10日間程度生活できる量を準備しておいてください。一時避難の目的で自宅から他の場所へ避難する際にはこの中からインスタント食品、缶詰類、粉ミルクを、また、飲料水（大型の水筒やペットボトル推奨）を携行するようしてください。

### ○医薬品

家庭用常備薬の他、常用薬、外傷薬、消毒用石けん、衛生綿、包帯、ばん創こう、マスク、携帯用消毒液

### ○ラジオ

NHK海外放送（ラジオ・ジャパン）、BBC、VOA等の短波放送が受信できる電池使用のもの（電池の予備も忘れないようにしてください。）

## ○その他

懐中電灯、予備の強力バッテリー、ライター、ローソク、マッチ、ナイフ、缶切、栓抜、紙製の食器、割り箸、固形燃料、簡単な炊事用具、可能ならヘルメット、防災頭巾（応急的に椅子に敷くクッションでも可）

## 2. 緊急時の心構えと取るべき措置

### (1) 緊急時の心構え

緊急事態が発生し、又は発生する恐れがある場合には、総領事館は関係機関から情報を収集し、情勢判断及び対策を検討します。これらの事項は在留届や旅レジで登録した在留邦人に対して領事メールを通じて連絡しますので、慌てず、平静を保ち、デマや群集心理に惑わされることのないように注意してください。

### (2) 情勢の把握

緊急事態への適切な対処には正しい情勢の把握が重要になります。緊急時には気持ちがおどりますが、まずは落ち着いて行動してください。緊急時に総領事館へ問合せが集中すると電話回線がパンク状態となり、真に必要な措置が遅れる原因ともなりますので、デマに惑わされず、次の伝達を待つ等のご協力をお願いします。ラジオ・テレビの国内放送が受信不能となる場合も十分予想されるため、ラジオジャパン、BBC、VOA等の周波数を日頃から確認しておくことも重要です。（周波数は時々変更となることがあります。）

### (3) 総領事館への連絡等

ア 現場の状況等で通報する必要があると認められる重要な情報は、随時総領事館にメールや電話連絡してください。

イ 自己又は他の邦人の生命、身体、財産に危害が及ぶ恐れがあるときは、所轄警察署、又は街頭警察官に対し通報し、救護を求めるとともに、迅速かつ詳細にその状況を総領事館に通報してください。

ウ 地方出張中などで、留守家族の周辺に知人、友人等もなく援護が必要な場合は、総領事館に連絡してください。

エ 領事メールなどにより緊急事態を把握後、電話の不通、混雑などにより会社の同僚などとの間の情報共有や連絡が困難な場合は、事情の許す範囲で、使用人による伝達などを試みるほか、同一アパート又は付近に住む邦人と情報の交換に努めてください。

### (4) 避難

ア 緊急事態が発生した場合、情勢によっては自宅アパートに居残り、門を閉ざしている方が安全な場合もあります。また、善良な地元の人々の自宅に避難することが安全であることもありうるので、平素より、地元の人との間に家族ぐるみの親密な人間関係をつくっておくよう努めることも重要です。

なお、その場合は、避難連絡先を総領事館に連絡してください。

イ 外務省又は総領事館から、退去又は引揚げ勧告があった場合は、これに従って速やかに退避、引揚げを行ってください。この場合、できる限り一般商

用航空機が運航されているうちに避難することが望めます。(定期便の運行が停止した後は、空港の離着陸はかなり制限される状況となる場合が多い。)また、事態が公式の退避勧告に至る前であっても、状況に応じ、各自、又は各社の判断等により、先に、緊急用務のない在留邦人、女性・子供、老人や病弱者等を段階的に分けて国外退避させることを検討する必要があります。

ウ 事態が切迫して、総領事館から引き揚げ又は避難のための集結を指示された場合は、旅券等身分関係書類を携行し、非常用物品を可能なかぎり持参の上、速やかに総領事館の敷地内、又は総領事館が指定する他の集結場所のうち最寄りの場所に集結してください。

エ 引揚げ又は退避のための移動に際し、国旗(日の丸)を使用する場合の適否は、総領事館に問い合わせください。

#### IV. おわりに

海外での安全対策の基本は、何と言っても実際に当地で生活をしている各人が常日頃から危機意識を常に喚起する等の心構えを持つことです。日々刻々と変わる国際情勢、当地の治安情勢の変化などに注意を払い、毎日の新聞やテレビで報道される犯罪、テロ事件等の状況の変化に十分な関心を持ち、当館のHPを参考にさせていただくなど、安全対策上必要な情報を収集しておきましょう。この機会に、自身やご家族の安全対策について検討していただき、インドでの暮らしが安全・安心なものになることを願っております。